

五所川原市新型コロナウイルス感染症対策 設備導入支援補助金

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止及び市内の店舗又は事業所の事業継続を図るため、事業者が行うパーティション等による飛沫感染対策に要する費用に対して補助金を交付するほか、徹底した飛沫感染対策をした上で、より感染症対策を強化する目的で事業者が導入する設備に対して補助金を交付します。

対象要件

・令和3年4月30日以前に開業し、市内において下記左表の業種(日本標準産業分類より抜粋)を営む者

※青森県外に本店を有する事業者は除く。

・今後も事業を継続する意思があること。

・市町村税を滞納していないこと。など

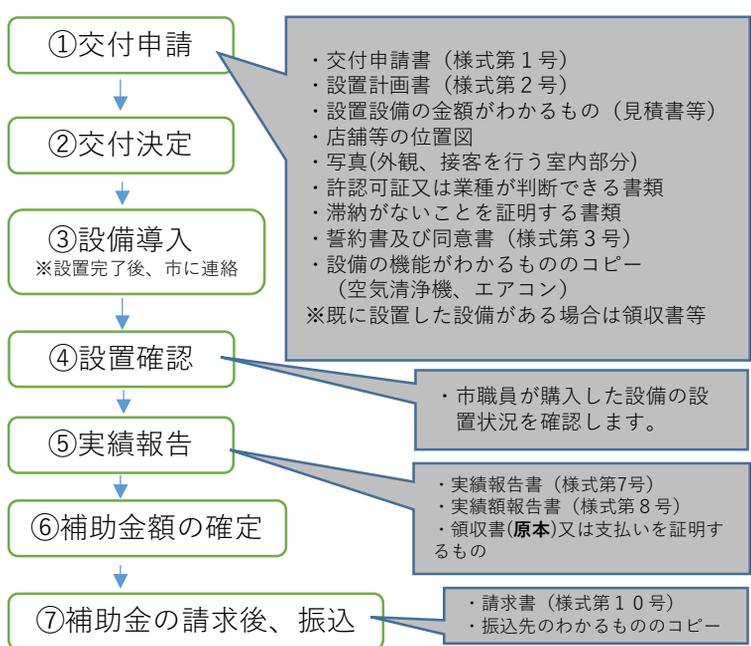
※詳しい内容やその他の対象要件については市ホームページでご確認いただくか、お問合せ先までご連絡ください。

主な対象業種

- ・小売業
- ・保険業
- ・不動産取引業
- ・その他の物品賃貸業
- ・専門サービス業
- ・技術サービス業
- ・宿泊業
- ・飲食店
- ・持ち帰り、配達飲食サービス業
- ・洗濯、理容、美容、浴場業
- ・旅行業
- ・フィットネスクラブ
- ・その他の教育、学習支援業
- ・療術業

※その他、接客スペース等がある店舗または事業所が対象になります。

手続きの流れ



令和2年4月1日以降に設置した以下の設備が対象(最大20万円)

	【飛沫感染対策】	【換気対策等】 ※飛沫感染対策設備の設置基準(裏面)を満たした場合のみ
設備	<ul style="list-style-type: none"> ・パーティション ・ビニールカーテン ・スクリーン 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・空気清浄機(HEPAフィルター搭載) ・エアコン(換気機能付) ・換気設備 ・サーキュレーター ・CO2センサー ・自動水栓
補助率 (補助金額)	10/10(上限:10万円)	2/3(上限:10万円)

※1つの店舗又は事業所につき各対策1回まで。「飛沫感染対策」と「換気対策等」を同時に利用できます(市の定める飛沫感染対策設備の設置基準を満たすことのできる場合)。工事請負費も対象になります。消費税及び地方消費税は対象外です。

申請期間

令和3年5月10日(月)から9月30日(木)

実績報告期限

令和4年2月28日(月)

申請書等の入手方法

- ・市のホームページからダウンロードして印刷してください。
(インターネットで「五所川原市 設備導入」を検索)
- ・ホームページから印刷することができない場合は、五所川原市役所商工労政課(2階)、金木総合支所及び市浦総合支所にも準備しておりますので、ご活用ください。(※平日のみ)

提出書類(※郵送による提出も可)

1. 交付申請書(様式第1号)
2. 設置計画書(様式第2号)
3. 設置設備の金額がわかるもの(見積書等)
4. 店舗等の位置図
5. 写真(外観、接客を行う室内部分)
6. 営業に当たり必要な許可を受けていることを証する書類、又は業種を判断することができる書類の写し【例】営業許可証、認可書、許可証、認定証 等
7. 市町村税を滞納していないことを証する証明書
【例】市町村が発行した市税等に滞納がないことの証明書、納税証明書 等
※五所川原市在住の事業者または五所川原市に所在のある法人にあっては、五所川原市役所収納課(1階)、金木総合支所、市浦総合支所で証明書を発行することができます。(※無料)
8. 誓約書及び同意書(様式第3号)
9. 設備の機能がわかるもののコピー(空気清浄機、エアコン)
※既に設置した設備がある場合は領収書等

飛沫感染対策設備の設置基準

- ・各業界団体が定める、業種ごとの新型コロナウイルス感染症に対する拡大予防や対策ガイドラインを遵守すること。
- ・座席数に合わせてテーブル、カウンターを仕切る。
- ・テーブル又は人同士を1m以上離す。
- ・テーブル又は人同士を1m以上離せない場合は、パーティションを設置する。
- ・テーブル等に設置するパーティション等の高さは概ね60cm以上、座敷等に設置する場合は座面から概ね100cm以上、床から設置する場合は概ね180cm以上。
- ※テーブル、カウンターの上だけでなく、座席も区切る方が望ましい。
- ※火力を用いた機器が、テーブル等に固定された状態で設置されている場合には、テーブル上の設置は必要ありません。

注意事項

- ・設置基準を満たしていない場合や指定の機能がないものについては補助金を交付できません。
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、**市役所での相談及び申請は予約制**としておりますので、事前に下記の「お問合せ・申請先」までご連絡ください。
- ※予約のない相談及び申請については対応できない場合がございますのでご了承ください。
- ・市役所での相談及び申請は一人のお客様につき、**概ね30分**を想定しております。相談及び申請の日は時間に余裕をもっておこしください。
- ・提出書類に虚偽の内容があった場合は、補助金を返還していただくこととなりますのでご注意ください。

【お問合せ・申請先】

五所川原市役所経済部商工労政課

五所川原市字布屋町41-1

TEL:0173-35-2111(内線2552、2553、2554) FAX:0173-35-3617(代表)

E-mail: syoukou@city.goshogawara.lg.jp